

なんでも相談会（無料）

（福）小浜市社会福祉協議会

市社会福祉協議会の赤い羽根共同募金事業として、若狭地域の若手士業者（弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士）で組織する「ワカサリーガルパートナーズ（WLP）」が相談に応じます。それぞれの専門知識を生かし、連携して、法律問題をはじめ、日頃の暮らしの中で困っていることに無料で答えます。

とき 9月25日④
13時～16時

ところ サン・サンホーム小浜（遠敷）

※問い合わせは、田中政哉事務所（遠敷十丁目）☎56・5533まで

※今後も、奇数月の第4日曜日に同時間、同会場で開催予定

こんな時は“WLP” 《例えば相続の場合》

遺言・遺産分割（弁護士）
相続登記（司法書士）
名義変更（行政書士）
相続税（税理士）
年金手続（社労士）

◆お知らせ◆

高齢者・障害者の人権あんしん電話相談

福井地方司法書士会 ☎0776・22・4210

「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間に合わせて電話相談が実施されます。いじめ、いやがらせ、虐待、差別など、ひとりで悩まず相談してください。

とき 9月5日④～11日④
いずれも8時30分～19時（10日④、11日④は10時～17時）

相談先 ☎0570・003・110
※相談無料（通話料は必要）
※利用者の秘密は守ります

高齢者・障がい者のための成年後見相談会（無料）

福井県司法書士会 ☎0776・30・0001

とき 9月17日④ 10時～16時
ところ 福井県司法書士会（福井市大手三丁目）

※予約不要。対面相談のほか、電話による相談も受け付けます（☎0776・30・0771）

B型肝炎ワクチン定期予防接種

健康管理センター ☎52・2222

接種開始 10月1日④

対象者 平成28年4月以降に生まれた人で、次に該当しない人

- ① 9月30日までに接種した人（費用の還付もありません）
- ② HBs抗原陽性の妊婦からの出生児として、B型肝炎ワクチンの投与を受けた人

内容 満1歳になるまでに規定の間隔をあけて3回接種

料金 無料

※対象となる人には9月下旬以降、順次予診票とお知らせを送ります

みんなであそぼ（子育て教室）

健康管理センター ☎52・2222

とき 9月30日④
9時30分～11時30分

ところ 今富公民館（和久里）

対象 入園前の子どもと保護者

内容 親子遊び、子育て相談ほか

法人会公開講演会「北極圏をテツがゆく」

小浜法人会事務局 ☎52・1040

（公社）小浜法人会では、公開講演会を開きます。

とき 9月23日④
16時～17時30分

ところ アプロディール華双寿（日吉）

講師 山崎哲秀さん（犬ぞり北極探検家）

料金 無料

◆健康・福祉◆

生活習慣病検診

健康管理センター ☎52・2222

とき・ 9月14日④：久須夜交流センター（阿納尻）、21日④：健康管理センター（南川町）、26日④：温水プール（北塩屋）、10月4日④：JA活性化センター（遠敷）、12日④：国富公民館（栗田）

内容 特定（基本）健診、がん検診（肺・胃・大腸・子宮頸・乳・前立腺）、C・B型肝炎ウイルス検査、骨検診
※9月14日：子宮頸・乳がん検診なし、26日：骨検診なし、10月12日：子宮頸・乳がん検診、骨検診なし

申込期限 検診日の7日前

※特定健診は、加入の健康保険者が発行した受診券が必要です

※問い合わせは福井刑務所 企画部門 ☎0776・36・3222

国保の保険証を更新します

市民福祉課 ☎64・6018

国民健康保険の被保険者証を更新します（有効期限：平成28年10月1日～29年9月30日）。

新しい保険証は、9月下旬に簡易書留で郵送します。期限切れの保険証は、破棄するか、市民福祉課へ返却してください。

第9回ちりとてちん杯 全国女性落語大会

文化会館 ☎53・9700

国内四大落語大会の一つで、女性落語の日本一を競う大会です。

【予選会】
とき 9月24日④ 13時30分～18時30分

ところ まちの駅「旭座」、サンホテルやまね（ともに白鬚）

【決勝大会】
とき 9月25日④ 13時～16時
ところ まちの駅「旭座」（白鬚）
※予選会・決勝大会ともに観覧は無料



第33回福井矯正展

福井刑務所

刑務所の施設見学会、刑務所作業製品の展示即売、各種イベントなど楽しい企画が満載です。

とき 9月25日④
9時30分～16時

ところ 福井刑務所（福井市一本木町）
※問い合わせは福井刑務所 企画部門 ☎0776・36・3222

くらしの情報 **9月**

◆イベント◆

つきイチ『バラエティー』

文化会館 ☎53・9700

とき 9月13日④
12時20分～13時

ところ 庁舎市民ホール（大手町）

内容 琴城流大正琴「琴鈴会」の『大正琴の調べ』。“ノコギリ楽器”ミュージックソーの演奏もあります

有山じゅんじ&加川良 復活旭座ライブ

若狭ふれあいセンター ☎53・2010

小浜地区中部振興会では、「やさしさいっぱい！まちなか夢通り2016」と連携し、有山じゅんじと加川良が共演するライブを開きます。

とき 10月16日④ 19時開演

ところ まちの駅「旭座」（白鬚）

料金 2,000円

前売発売 9月6日④から

発売場所 若狭ふれあいセンター

市立図書館 今月のイベント

しりつとしゃかん おはなしかい

とき 9月10日④

- ① 10時30分～
- ② 11時～
- ③ 14時30分～

内容 ①0～2歳向け
②③3歳以上向け

おばま児童文学会「風夢」のおはなしかい

とき 9月24日④
11時～

※場所はいずれも市立図書館（白鬚）

■問い合わせ 市立図書館 ☎52・1042

児童扶養手当等をご存知ですか

■問い合わせ 子ども未来課 ☎64・6013

【児童扶養手当】

支給対象 ひとり親家庭の親、一定の障がいの状態にある親、または親に代わって児童を養育している人

該当児童 18歳の誕生日を迎えた後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で法に定める程度の障がいがある児童

手当 全部支給42,330円（月額）
所得に応じて変動あり。
2子以上は加算あり

※各手当とも本人および家族の所得によって支給制限があります。詳しくは問い合わせください

■問い合わせ 高齢・障がい者元氣支援課 ☎64・6012

【特別児童扶養手当】

支給対象 障がいのある児童を監護する親、もしくは親に代わって児童を養育している人

該当児童 20歳未満で法令により定められた程度の障がいの状態にある児童

手当 1級 51,500円（月額）、2級 34,300円（月額）

【特別障害者手当】

支給対象 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1程度の障がいを重複するか、単一の最重度障がいであって常時特別の介護を要する20歳以上の在宅者（3カ月以上入院している場合は該当しない）

手当 26,830円（月額）

【障害児福祉手当】

支給対象 身体障害者手帳1級、療養手帳A1程度の障がいを持ち、常時介護を要する20歳未満の在託児

手当 14,600円（月額）

林地木材搬出講習会と薪づくりワークショップ

農林水産課

NPO 法人「若狭くらしに水舎」では、ポータブルウインチを使用した林地木材搬出講習会と、まきストーブ展示やまきを使用した野外料理を楽しむまきづくりワークショップを開きます。

【林地木材搬出講習会】

と き 9月24日(土)9時～11時30分

ところ 小屋の山林

参加費 無料

【薪づくりワークショップ】

と き 10月1日(土)10時～14時

ところ NPO 若狭くらしに水舎

事務所(遠敷六丁目)

参加費 500円(昼食材料費)

※いずれも先着20人で事前申し込みが必要です

※申し込み、問い合わせは、同NPOの中嶋阿児さん ☎090・5415・7890へ



季節の調理体験～9月編～

御食国若狭おばま食文化館 ☎53・1000

と き 9月9日(金)、10日(土)、29日(日)いずれも10時～13時

ところ 食文化館(川崎三丁目)

内容 サバの棒ずし、サバの米粉揚げ野菜あんかけ、ごまと豆腐の和風ポタージュ、なしのゼリー

定員 各先着30人

参加費 700円

申込期限 実施日の3日前

要約筆記講習会(全8回)

高齢・障がい者元氣支援課 ☎64・6012

平成30年開催の福井しあわせ元氣大会には、耳が聞こえにくい人が大会を楽しめるようサポートする、要約筆記者や筆談者が200人必要とされています。国体ボランティアに興味のある人、人とコミュニケーションをとるのが好きな人で、要約筆記に関心のある人は、気軽に参加してください。

と き 10月7日(金)～11月25日(金)の毎週金曜日

全8回、いずれも19時～21時

ところ サン・サンホーム小浜(遠敷)ほか

料金 無料

定員 先着20人

申し込み 9月23日(金)までに電話で高齢・障がい者元氣支援課まで

看護学生

公立若狭高等看護学院 ☎52・0162

公立若狭高等看護学院では、平成29年4月入学の学生を募集します。願書受付期間、試験日、結果発表は次のとおりです。

【推薦入学試験・社会人入学試験】

受付期間 9月26日(日)～10月7日(金)

試験日 10月22日(土)

結果発表 11月10日(日)

※推薦入学は、平成29年3月高卒業見込みの人

【一般(前期)入学試験】

受付期間 11月14日(日)～25日(金)

試験日 12月10日(土)

結果発表 12月27日(日)

【一般(後期)入学試験】

受付期間 平成29年1月10日(日)～20日(金)

試験日 平成29年1月28日(土)

結果発表 平成29年2月15日(日)

※詳しくは問い合わせください

児童クラブ(学童保育)会員

子ども未来課 ☎64・6013

放課後、仕事などで保護者が家庭におられない小学生を対象に、平成29年度の児童クラブ会員を募集します。

対象 小浜・雲浜・西津・内外海・宮川・松永・遠敷・今富・口名田・の各児童クラブ

期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

開設日 毎週月曜日から金曜日まで(国民の祝日を含む。ただし、5月3日～5日、8月14日、15日、12月29日～1月3日を除く)

定員 各20～35人程度

申込期限 9月30日(金)

※夏休みや春休みなどの長期休暇のみの利用希望の場合も、この期間に申し込みをしてください
※定員を超えたクラブについては別途家庭状況調査を提出いただき、審査を行います

若狭小浜婚活倶楽部会員

子ども未来課 ☎64・6013

市では、本気で結婚を考えている皆さんにさまざまな出会いの場を提供するため、「若狭小浜婚活倶楽部」の会員を募集しています。

少人数で、相手の顔が見える婚活イベントを実施します。入会金や会費は無料です。

入会要件 次の3つを満たす人

- ①男性25歳以上、女性20歳以上の独身者
- ②市内に住所がある人、市出身の人、市内に勤務する人、市内の学校を卒業した人に当てはまる人
- ③男性は定職または、安定した収入がある人

※入会申し込みなど詳しくは、公式ホームページで確認するか問い合わせください

◆募集◆

認定こども園・保育園 入園

子ども未来課 ☎64・6013

平成29年4月からの、私立・公立保育園および認定こども園(保育園部・幼稚園部)などの入園申し込み受付を開始します。

受付期間 9月1日(日)～9月30日(金) ※土日・祝日を除く

申込方法 子ども未来課または市内各保育園、浜っ子こども園に備え付けの申込書と必要添付書類(就労証明書や状況に応じた証明書など)を提出

※育児休業が明けるなどの理由で年度途中の入園を希望する人も、期間中に必ず申し込んでください
※園の見学もできます。日時など詳しくは近くの園または担当課へ

学校給食調理員(非常勤職員)

教育総務課 ☎64・6032

雇用期間 10月1日～平成29年3月31日

勤務時間 週5日(週31時間15分)

勤務先 市内小中学校

報酬 月額130,000円

募集人員 若干名

選考方法 面接

申し込み ハローワーク小浜または教育総務課へ履歴書を提出してください

無戸籍解消相談窓口

無戸籍者をなくすための相談に無料で応じます。

【相談窓口】

福井地方法務局戸籍課

☎0776・22・4344(9時～17時、土日祝日除く)

市民福祉課

☎64・6017(8時30分～17時15分、土日祝日除く)

看護職就職相談会(無料)

福井県看護協会・福井県ナースセンター

看護師の専門相談員が、就職、研修などに関する相談に無料で応じます。

と き 9月30日(金)

13時30分～16時

ところ ハローワーク小浜(後瀬町)

対象 看護職の資格を持っている人

※申し込みは、福井県看護協会・福井県ナースセンター ☎0776・52・1857

司法書士法律相談(無料)

福井県司法書士会 ☎0776・30・0001

福井県司法書士会では、10月1日の「法の日」を記念して、無料相談会を実施します(予約不要)。

と き 10月1日(土)10時～16時

ところ まちの駅(白鬚)

石綿関連疾患に関する労災補償制度

福井労働局労災補償課 ☎0776・22・2656

労働者として石綿にさらされる作業に従事していたことが原因で、中皮腫や肺がんなどを発症したと認められた場合には、各種の労災保険給付や、特別遺族給付金が支給されます。

まずは気軽に労働局または労働基準監督署に相談してください。

悩みごと何でも相談会(無料)

若狭健康福祉センター

弁護士、精神科医、臨床心理士、就労支援員、自死遺族アルメリアの会などの専門家による個別相談です。

と き 9月17日(土)13時～16時

ところ 若狭健康福祉センター(四谷町)

対象 法律、心の健康、就労、介護や子育てに関することなど

※申し込みは、若狭健康福祉センター地域保健課 ☎52・1300

サポステふくい出前相談会

商工観光課

ふくい若者サポートステーションでは、若者の就労支援を行う出前相談会を開きます。働くまでの過程で悩んだり、つまづいたりしている人やその家族からの相談に、専門のカウンセラーが応じます。

と き 9月13日(日)11時～16時

ところ 働く婦人の家(大手町)

対象者 15歳～39歳までの就職を希望する無職の若者とその家族

内容 個別相談、各支援機関の事業紹介

料金 無料

※事前にサポステふくい ☎0776・21・0311(平日9時～17時)に予約するとスムーズに相談できます

政治家の寄付は禁止。有権者が求めることも禁止

寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。違反すると処罰されます。有権者が寄付を求めることも禁止されています。



■問い合わせ 小浜市選挙管理委員会(総務課内) ☎64・6002

野焼きは法律で禁止されています

■このページの問い合わせ
環境衛生課 ☎64・6016

野焼きは、煙による大気汚染や悪臭の原因となり、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で禁止されています。「悪臭がして困っている」「煙で目やのどが痛い」「洗濯物が干せない」「小さな子どもがいて、ぜんそくが心配」などの苦情が寄せられています。
違法な野焼きはやめましょう。

違法な野焼きとは？

- 家庭ごみの焼却
- 庭や空き地での剪定枝、刈草の焼却
- ドラム缶などの基準を満たさない炉での焼却

罰則があります

違反をした場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられ、未遂も罰せられることがあります

野焼き禁止の例外

- 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却（例：河川管理者が行う河川敷の刈草焼却など）
- 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：どんど焼きなど）
- 農・林・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（例：農業者が行う稲わらやもみ殻の焼却など）
- たき火、その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって、軽微なもの

※例外として認められている場合でも、苦情があった場合には、改善命令や行政指導の対象となるので、ご注意ください

古着・廃小型家電を回収します

市では、燃やすごみの減量化、リサイクルの推進を図るため、無料で古着回収・廃小型家電回収を実施します。

とき 9月24日(土)9時～12時30分
ところ クリーンセンター（谷田部）

対象

【古着回収】

洗濯された衣類全般（下着、靴下、毛布、ふとん、タオルなどは対象外）

【廃小型家電回収】

15センチ×25センチの回収ボックス投入口に入る大きさの携帯電話などの廃小型家電（電池、電動工具、パソコン、CDなどの記憶媒体、テレビなどの家電リサイクル法対象品目などは対象外）

※雨天決行。古着は雨にぬれないように持ち込んでください

※当日は、古着と廃小型家電以外の家庭ごみや粗大ごみは受け付けできませんので、注意してください

※12月と3月にも予定しています

ビンの分別は見た目の色で！

最近、色付きビンのラベルに「無色透明瓶として廃棄できる」と書かれた商品がありますが、今までどおりビン本体の「見た目の色」による分別（透明、茶色、その他）をお願いします。

市では、ビンのコンテナ回収は、**飲料品用のビンのみ**としています。化粧品、薬品などのビンや、材質が明らかに陶磁器やプラスチックのものがビンとして混入している場合は、資源価値が著しく低下し、リサイクルできない状態になります。これらは埋め立てごみとして出してください。

持続的で円滑なリサイクルを実施するため、分別ルールの徹底をお願いします。

コンテナ回収できないもの



陶磁器



化粧品などのビン

ふるさと納税

自慢の商品を提供しませんか

■問い合わせ
人口増未来創造課 ☎64・6008

市では、ふるさと納税の返礼品の充実と拡大を図るため、提供を希望する事業者を対象に説明会を開きます。

【ふるさと納税返礼品協力事業者説明会】

とき 9月9日(金)13時30分～15時（予定）
ところ 市庁舎（大手町）

説明会の内容

- ・ふるさと納税制度の概要
- ・返礼品の基準
- ・申し込み方法
- ・返礼品の発送方法など

協力事業者募集



参加対象者の要件

市内に本社または事業所（工場など含む）を有し、本事業への参画を検討している法人または個人とし、次の2つの要件を満たすこと

- ①納期到来分の市税その他納付金に滞納がないこと
 - ②事業者の役員などが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員ではないこと
- ※参加希望の事業者は、電話で人口増未来創造課まで申し込んでください

「楽天市場」を活用したふるさと納税に取り組みます

本年度のふるさと納税目標額2億円を目指してインターネットショッピングで有名な「楽天市場」で、ふるさと納税の申し込みができるよう楽天株式会社と調整を進めています。今回募集する事業者には、「楽天市場」からのふるさと納税について、返礼品を提供してもらう予定です。



小浜での創業を応援します

■問い合わせ 商工観光課 ☎53・9705

創業チャレンジ事業補助金 事業者募集

市では、市内で新たに創業する人のチャレンジを応援します。創業時に必要な資金の一部を2年間にわたって支援します。特に、若者や女性の創業、空き店舗などを活用して新規雇用がある場合、要件を満たせば補助限度額が優遇されます。

募集期間 9月1日(土)～30日(金)

対象者 平成28年4月1日以降に創業した人、または本年度中に創業予定の人

補助対象経費

建物取得費、店舗改装費、店舗賃借料、販路開拓費、広告宣伝費

その他

- ①応募の際には、市公式サイトに掲載の「創業チャレンジ事業補助金公募要領」を必ず確認してください
- ②本補助金は、募集期間終了後、外部専門家による審査のうえ、採択の可否を決定します。応募した人が必ず採択されるとは限りません

創業後もしっかりサポート！

創業後も、商工会議所や金融機関等の経営相談のプロがアドバイスを行います。ご相談ください

補助限度額

1年目の限度額（補助率2分の1）

創業地	創業者属性 右記以外	40歳未満 または女性	空き店舗を活用し、3人以上の新規雇用
中心市街地	50万円	60万円	100万円
その他の地域	40万円	50万円	80万円

2年目の限度額（補助率2分の1）20万円

右のQRコードを読み取ってください。「創業チャレンジ事業補助金」の公募要領などを掲載した公式サイトにつながります。



10月使用分から

公共下水道使用料を改定します

市では、昨年の12月に、学識経験者・市議会議員・区長会や女性の使用者代表など15人で構成する、「小浜市下水道使用料制度審議会」から答申を受け、今年の10月使用分から、「公共下水道使用料」を改定します。5年ぶりとなる改定内容についてお知らせします。



9月10日は下水道の日
下水道 水が笑顔になれる道



公共下水道事業は、市民の皆さんが負担する使用料で施設などの維持管理をしていく「独立採算制」や「受益者負担」を経営の原則とする公営企業となっています。

借入金の状況

平成27年度の地方債の元金と利息を合わせた返済額は、約12億円となっています。地方債の返済額としては、平成27年度がピークとなりましたが、グラフ①のとおり、数年間は、多額の返済額が続くと予測されています。

下水道の整備には多額の費用がかかるため、地方債の

の借り入れをして整備をします。

平成27年度の地方債の元金と利息を合わせた返済額は、約12億円となっています。

地方債の返済額としては、平成27年度がピークとなりましたが、グラフ①のとおり、数年間は、多額の返済額が続くと予測されています。

答申の内容

答申の主な内容は、次のとおりです。

- 使用料は、人口減少や節水意識の向上などにより減少しているため、少額を削減していきながら、年度の残高と調整しています。
- 生活扶助者などへの配慮も課題となるが、下水道事業は公営企業であるため、経営原則に照らし合わせると、改定はやむを得ない
- 将来にわたり経営の健全化を図るため、使用料については5年間程度で適正審議を行うこと

公共下水道 新料金表

料金区分	使用水量区分	新料金	9月使用分まで	増減
基本料金	8m ³ まで	1,350円	1,250円	100円
	9～10m ³	160円	140円	20円
超過料金 (1m ³ につき)	11～30m ³	185円	165円	20円
	31～50m ³	200円	177円	23円
	51～100m ³	210円	188円	22円
	101m ³ 以上	225円	210円	15円

※新料金は10月使用分(11月検針分)から適用。価格は税抜き

改定のポイント

- 全体の改定率が約12%上昇
- 基本料金は税抜き100円アップ
- 超過料金は1m³につき税抜き約20円前後アップ

【計算例】30m³使用した場合
 1,350円 + (160円 × 2m³) + (185円 × 20m³) = 5,370円 × 1.08 = 5,799円
基本料金 9～10m³ 11～30m³ 税抜き料金 消費税 税込み料金 (1円未満切り捨て)

経営の状況

下水道事業の経営は、浄化センター管理費や管渠管理費を対象とした「維持管理費」および「地方債返済額の50%」を使用料収入で賄うことを健全経営の目標としています。経営の状況は、使用料収入で維持管理費を賄っていますが、今後も継続していく地方債の返済額に対しては、目標としている50%には遠く及ばず大変厳しい状況です。不足する部分については、一般会計からの繰入金により経営を維持していますが、これ以上の繰入金の増額は、一般会計を圧迫し、行政サービス全体に悪影響を及ぼす恐れが懸念されます。

このような状況を改善するため、答申を踏まえ、使用料を改定することになりました。

11月使用料(10月使用水量分)から適用しました。

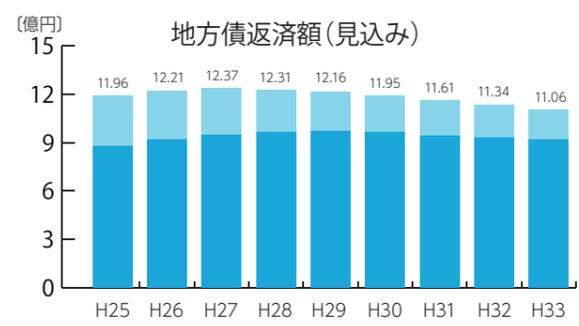
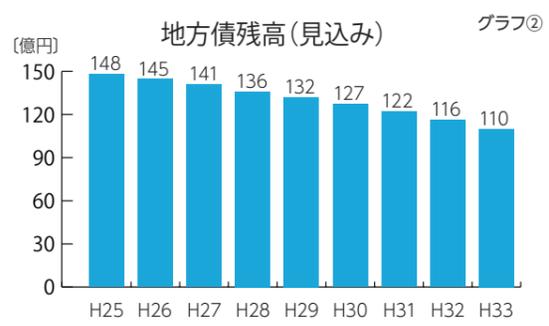
水量区分の単価を改定

使用料は、料金表のとおりです。今回は、基本料金と使用水量区分の単価を改定しました。

基本料金の8m³までが、消費税抜きで、月額1,000円のアップとなります。8m³を超える水量については、月額、1m³につき約20円前後のアップとなります。

1カ月に20m³を使う場合は、消費税抜きで、月額3,180円が、3,520円となり、340円のアップとなります。

同様に、1カ月に、30m³を使う場合は、消費税抜きで、月額4,830円が、5,370円となり、540円のアップとなります。



経営の健全化に向けて

下水道事業は、市民生活に欠かすことのできないインフラインです。将来にわたり経営の健全化を図るため、更なる水酸化率や徴収率の向上、効率的な事業運営と経費削減に取り組んでいきます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ
 上下水道課 ☎64・6028